

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

[illegible]

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第1号

[illegible]

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第 1 号

現 行

改 正 後

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受け ていなかった貸付債権に係る債務者のう ち他の金融機関に対しても法の施行日以 後に貸付けの条件の変更等の申込みが行 われたことを確認することができた者か ら、貸付けの条件の変更等の申込みを受 けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更 対応保証を応諾する旨の判断を 示した貸付債権の額						
うち、農業信用基金協会又は漁 業信用基金協会が借換資金の保 証を応諾する旨の判断を示した 貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施 行日以後になされた貸付けの条件 の変更等の実行を認識していた場 合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第 1 号

現 行

改 正 後

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第 1 号

現 行	改 正 後																																																																																																																																																																																																																								
第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6） （別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>平成 21 年 12 月 末</th><th>平成 22 年 3 月 末</th><th>平成 22 年 6 月 末</th><th>平成 22 年 9 月 末</th><th>平成 22 年 12 月 末</th><th>平成 23 年 3 月 末</th></tr><tr><td>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、実行に係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、謝絶に係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、審査中の貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、取下げに係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：件) <table><tr><th></th><th>平成 21 年 12 月 末</th><th>平成 22 年 3 月 末</th><th>平成 22 年 6 月 末</th><th>平成 22 年 9 月 末</th><th>平成 22 年 12 月 末</th><th>平成 23 年 3 月 末</th></tr><tr><td>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、実行に係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、謝絶に係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、審査中の貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、取下げに係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （記載上の注意） 1・2 （略） 3 別表1、別表3及び別表5に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。 4～6 （略） 7 この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第2項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。 8～12 （略）		平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額							うち、実行に係る貸付債権の額							うち、謝絶に係る貸付債権の額							うち、審査中の貸付債権の額							うち、取下げに係る貸付債権の額								平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数							うち、実行に係る貸付債権の数							うち、謝絶に係る貸付債権の数							うち、審査中の貸付債権の数							うち、取下げに係る貸付債権の数							第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4） （別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>平成 21 年 12 月 末</th><th>平成 22 年 3 月 末</th><th>平成 22 年 6 月 末</th><th>平成 22 年 9 月 末</th><th>平成 22 年 12 月 末</th><th>平成 23 年 3 月 末</th><th>平成 23 年 6 月 末</th><th>平成 23 年 9 月 末</th><th>平成 23 年 12 月 末</th><th>平成 24 年 3 月 末</th></tr><tr><td>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、実行に係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、謝絶に係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、審査中の貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、取下げに係る貸付債権の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：件) <table><tr><th></th><th>平成 21 年 12 月 末</th><th>平成 22 年 3 月 末</th><th>平成 22 年 6 月 末</th><th>平成 22 年 9 月 末</th><th>平成 22 年 12 月 末</th><th>平成 23 年 3 月 末</th><th>平成 23 年 6 月 末</th><th>平成 23 年 9 月 末</th><th>平成 23 年 12 月 末</th><th>平成 24 年 3 月 末</th></tr><tr><td>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、実行に係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、謝絶に係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、審査中の貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち、取下げに係る貸付債権の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （記載上の注意） 1・2 （略） 3 別表1及び別表3に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。 4～6 （略） （削る） 7～11 （略）		平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額											うち、実行に係る貸付債権の額											うち、謝絶に係る貸付債権の額											うち、審査中の貸付債権の額											うち、取下げに係る貸付債権の額												平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数											うち、実行に係る貸付債権の数											うち、謝絶に係る貸付債権の数											うち、審査中の貸付債権の数											うち、取下げに係る貸付債権の数										
	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末																																																																																																																																																																																																																			
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、実行に係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、謝絶に係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、審査中の貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、取下げに係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末																																																																																																																																																																																																																			
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、実行に係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、謝絶に係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、審査中の貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、取下げに係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末																																																																																																																																																																																																															
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、実行に係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、謝絶に係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、審査中の貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
うち、取下げに係る貸付債権の額																																																																																																																																																																																																																									
	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末																																																																																																																																																																																																															
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、実行に係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、謝絶に係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、審査中の貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									
うち、取下げに係る貸付債権の数																																																																																																																																																																																																																									

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第 1 号

現 行	改 正 後
<u>13 別表 3 及び別表 4 中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第 4 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた農水産業協同組合が緊密な連携を図る者をいう。以下この 13 及び 14 において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。</u>	(削る)
<u>14 別表 3 及び別表 4 中の「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。</u>	(削る)
<u>15 （略）</u>	<u>12 （略）</u>
<u>16 平成 23 年 9 月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。</u>	<u>13 平成 24 年 9 月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。</u>

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

[illegible]

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

[illegible]

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行

改 正 後

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であつて、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行

改 正 後

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行							改 正 後																																		
(別表5) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要 〔債務者が中小企業者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u>								(別表3) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要 〔債務者が中小企業者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u>							
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u>																																			
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u>																																			
(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要 〔債務者が中小企業者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u>								(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要 〔債務者が中小企業者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u>							
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u>																																			
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名又は商号若しくは名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u>																																			

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

[illegible]

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第 2 号

現 行	改 正 後																																																								
(別表 9) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (別表 10) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 1・2 (略) 3 <u>別表 1、別表 3 及び別表 7</u>に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。 4～6 (略) 7 <u>この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第 11 条第 2 項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が 100 分の 40 であるものに限る。）をいう。</u> 8～12 (略)	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u>								<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u>								(別表 7) 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (別表 8) 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 <table><thead><tr><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u></th><th><u>債務者の氏名</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u></th><th><u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 1・2 (略) 3 <u>別表 1 及び別表 5</u>に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。 4～6 (略) (削る) 7～11 (略)	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u>								<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u>							
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由</u>																																																			
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由</u>																																																			
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要</u>																																																			
<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みを受けた事務所の名称</u>	<u>貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額</u>	<u>債務者の氏名</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの概要</u>	<u>貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要</u>																																																			

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令 別紙様式第2号

現 行	改 正 後
<u>13 別表3及び別表4中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第4条第4項及び第5条第2項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた農水産業協同組合が緊密な連携を図る者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。</u>	(削る)
<u>14 別表3及び別表4中の「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。</u>	(削る)
<u>15 (略)</u>	<u>12 (略)</u>
<u>16 平成23年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。</u>	<u>13 平成24年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。</u>